

検定等の手数料改定及び申請方法の変更のお知らせ（2019年4月1日から適用）

2019年3月25日
公益社団法人 産業安全技術協会

2019年4月1日より、消費税を外税にすることに伴い、新規および更新検定等の手数料を別紙のとおり改定させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

別紙：2019年4月1日から適用する検定等の手数料一覧

参考：2018年6月4日 検定等の手数料一覧

また、併せて申請方法も下記のとおり変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

申請方法

1. 検定申請者は、申請書類及びサンプル（以下、「申請書類等」という。）を郵送又は託送で協会に提出してください。ただし、検定申請者が郵送等による申請ではなく、協会の検定窓口にて申請することを希望する場合には、申請書類等を協会に持参し、次項に定める検定の窓口業務を行う日及び時間に検定申請をすることができます。
2. 検定の窓口業務を行う日及び時間は次のとおりとします。
窓口業務日 平日の月曜日、水曜日、金曜日
窓口時間 午前10時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
3. 前項の規定に関わらず、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12月29日から12月31日、1月2日、1月3日及び8月13日から8月16日は、窓口業務を行いません。
4. 検定手数料は、原則として、銀行振込により納付してください。
支払いを証する書面の写しを申請時に提出してください。

以上